

第 3 8 期

事 業 報 告

令和 3年4月 1日から
令和 4年3月31日まで

北 越 急 行 株 式 会 社

事業報告の記載内容

I. 会社の状況に関する重要な事項

1. 事業の概況及び経営成績
2. 設備投資の状況
3. 最近の5事業年度の営業成績及び財産の状況の推移
4. 最近の5事業年度の輸送人員及び旅客運輸収入の推移
5. 対処すべき課題
6. 主な事業内容
7. 主要な営業所
8. 従業員の状況
9. 当期末の株主の状況
10. 取締役及び監査役の状況並びに報酬等の額
11. 取締役会及び監査役会の状況

II. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の氏名
2. 責任限定契約の概要

III. 業務の適正を確保するための体制の整備について

1. 会社の体制および方針
2. 運用状況の概要

I. 会社の状況に関する重要な事項

1. 事業の概況及び経営成績

第二次中期事業計画（令和3年度から令和7年度）の初年度となる当事業年度は、新型コロナウイルスのワクチン接種の進展により移動需要の回復の兆しが見えてきていた中、新型コロナウイルス変異株オミクロンの感染拡大の影響により3回目となる緊急事態宣言が発出されました。これにより、第二次中期事業計画で見込んでいた大地の芸術祭についても開催が延期となったこと等も影響し、計画比では大幅な減収となりました。また、緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置の発出や、出張や旅行などの移動需要の減少並びにマイカー移動へのシフトの影響により利用者は減少しました。

緊急事態宣言解除後は、昨年度同様イベント列車が密にならないよう参加者の定員を制限し、例年実施しているスノータートルや、えちごトキめき鉄道の「雪月花」を運行しました。また、大変好評をいただいているパン列車においては車両内が密にならないよう事前に予約を受け付け、駅にてお持ち帰りいただくテイクアウト形式で実施するなど、感染対策を行ったうえで増収に努めました。その他、大地の芸術祭の公式作品となる「JIKU #013 HOKUHOKU-LINE」のプレ公開や沿線市町の協力による「ふるさと納税」の返礼品として、ほくほく線見学会を実施するなど増収に努めました。

令和3年9月には、ほくほく線の安全安定輸送を基とした事業継続に向けた経営改善を図る為、当社と新潟県並びに沿線5市町で構成するほくほく線経営改善・活性化協議会を発足しました。

この協議会において、新型コロナウイルスの影響により2期連続の大幅な減収が見込まれる状況となったことから、計画していた施設整備等の先送り等により安心安全な運行継続に懸念されることの無いよう、当社の最大限の自助努力を前提に事業継続支援を新潟県並びに沿線市町で協調して行うことが決議されました。

当事業年度は、7月から8月にかけて局地的な豪雨に見舞われ運転規制が多く発生しました。また、お盆輸送期間中には豪雨によりほぼ終日運休となる日も発生しました。冬期も例年を上回る降雪があり、特に越後湯沢方面において12月下旬から2月下旬にかけて雪害による運休が続き、お客さまには大変ご迷惑をお掛けすることとなりました。これらの結果、輸送人員は810,245人となり、2年連続で100万人を下回りました。

安全対策については、「常に安全最優先」をメインスローガンに掲げ、引き続き安全計画の3つの柱である安全を考える文化の定着、安全マネジメント体制の強化、安全を支える環境の整備について取り組んできました。また、他鉄道会社の電車内で無差別殺傷事件が連続して発生したことから添乗強化や防護用品の搭載、警察署協力のもと護身術訓練を実施するなど、同事件を想定した対処訓練を実施しました。

サービスについては、サービス品質向上計画の目標である「お客さまが笑顔になる鉄道」を目指し、系統を超えた社員の意見を取り入れる為のサービス委員会活動を継続し、地域の皆様から親しみを持っていただけるよう努めてきました。サービス委員会では接客サービスに対する評価を把握する為、日頃ご利用いただいているお客さまに「ほくほく線好感度調査」を実施し、その結果を全社員に周知するとともに社員からも意見集約しました。今後、これらの意見を基に接客向上の取組みにつながるよう努めてまいります。

以上により、運輸収入は 204,034 千円、運輸雑収入は 145,432 千円となり、合わせた営業収益は 349,466 千円となりました。

なお、営業費は 1,286,534 千円となり、営業損失は 937,067 千円となりました。これに営業外損益を加減した経常損失は 758,063 千円となりました。なお、ほくほく線経営改善・活性化協議会における決議に基づく安定経営緊急支援金を特別利益に計上した結果、当期純損失は 511,109 千円となりました。

2. 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は 155,641 千円となり、その主な内訳は次のとおりです。

- ・防護無線基地局及び中継装置更新 43,708 千円
- ・大島き電区分所他遠方監視制御盤更新 54,270 千円
- ・六日町車両基地散水式消雪設備送水ポンプ更新 12,700 千円
- ・気象情報システム更新 14,146 千円

なお、設備投資の財源は自己資金並びに国及び自治体からの補助金であります。

3. 最近の5事業年度の営業成績及び財産の状況の推移

(単位:千円)

	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期(当期)
	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
営業収益	521,856	546,172	528,052	322,270	349,466
営業利益又は営業損失(△)	△ 712,284	△ 727,294	△ 748,166	△ 908,134	△ 937,067
経常利益又は経常損失(△)	△ 551,930	△ 522,019	△ 638,868	△ 718,337	△ 758,063
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 580,674	△ 544,618	△ 670,160	△ 769,952	△ 511,109
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△6,355円 89銭	△5,961円 23銭	△7,335円 37銭	△8,427円 67銭	△5,594円 45銭
総資産額	11,655,836	11,379,638	10,675,986	10,305,494	9,882,850
純資産額	11,511,698	11,234,821	10,537,583	10,122,758	9,550,530
1株当たり純資産額	126,003円 70銭	122,973円 08銭	115,341円 32銭	110,800円 76銭	104,537円 33銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済み株式数により算定しております。

4. 最近の5事業年度の輸送人員及び旅客運輸収入の推移

	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期(当期)
	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
輸送人員(千人)					
定期	685	702	662	543	572
定期外	528	569	508	197	238
計	1,213	1,271	1,170	740	810
運輸収入(千円)					
定期	86,204	90,177	84,538	74,738	77,070
定期外	285,480	301,812	291,164	99,232	126,194
計	371,684	391,989	375,702	173,970	203,264

(注) 運輸収入にはその他運輸収入は含まれておりません。

5. 対処すべき課題

①安全・安定輸送の確保

開業から25年が経過し、老朽化してきている鉄道施設・設備については、国の「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」を有効活用し、施設設備の大規模修繕、更新することにより安全・安定輸送の確保に努めます。また、安全計画で策定した実行計画の達成状況の検証や運転事故・傷害事故等の原因究明、再発防止策の検討、安全意識向上施策等の審議を定期的に行い、その内容について全社員へフィードバックすることで安全の確保に取り組みます。

②経営の安定化に向けた取り組み

鉄道設備のスリム化及び効率化によるコスト削減に取り組みます。具体的には新型コロナウイルスの影響による移動需要の減少など実態に合わせた列車ダイヤや運行車両数など更なる見直しを行い、車両や設備の検査費用等の削減に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症並びに少子高齢化による移動需要の減少により大幅な減収となっていることから令和5年度に運賃改定することを検討します。沿線自治体と連携・協働し、マイレール意識と鉄道利用の向上を図るとともに、遊休資産並びに輸送余力を有効活用した事業の創出を行います。

③営業戦略の強化

沿線人口の減少のほか、新型コロナウイルス感染拡大による移動自粛等により、移動需要が低下し、ご利用者数は大幅に減少しています。新型コロナウイルス感染の不安を払拭するため、車内換気・消毒・感染防止フィルムの設置等、引き続き感染予防策を講じ、お客さまに案内放送やポスター等の掲示物でお知らせし、安心して利用いただけるよう努めます。そして、これまで運行してきた人気のイベント列車の他、大地の芸術祭の公式作品となる列車「JIKU #013HOKUHOKU-LINE」を運行し、鉄道の楽しさや沿線の魅力を発信します。また、25周年を迎えたことからお客さまへ感謝をお伝えする各種イベントを開催して参ります。また、お客さまからのご意見を反映したサービス品質のレベルアップを図るとともに、便利で楽しいほくほく線をさらに充実させ、なくてはならない鉄道を目指します。

6. 主な事業内容

旅客鉄道事業

旅客鉄道事業の営業キロは、ほくほく線（六日町・犀潟間）59.5km、駅数は12駅です。車両はHK100形電車を12両（11ユニット）保有しています。

北越急行の列車は、1日38本、うち超快速列車1本、快速列車3本を運行し、JR上越線、JR信越本線、えちごトキめき鉄道妙高はねうまラインとの直通運転も行っております。

（注）令和4年3月12日ダイヤの運行本数で、臨時列車を除いています。

7. 主要な営業所

本社 南魚沼市六日町2902番地1

現業 六日町運輸指令区【南魚沼市】、松代工務区【十日町市】

駅 六日町駅、魚沼丘陵駅【南魚沼市】
 美佐島駅、しんざ駅、十日町駅、まつだい駅【十日町市】
 ほくほく大島駅、虫川大杉駅、うらがわら駅、大池いこいの森駅、くびき駅、
 犀潟駅【上越市】

8. 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	備 考
男 子	64名	△ 1名	42.1才	
女 子	3名	0名	35.0才	
合 計	67名	△ 1名	41.8才	

(注) 従業員数には、東日本旅客鉄道(株)からの出向者 1名が含まれております。

9. 当期末の株主の状況(持株数順)

株 主 名	持 株 数 株	持株比率 %
新潟県	50,100	54.84
上越市	12,038	13.18
十日町市	10,904	11.94
株式会社第四北越銀行	7,606	8.33
東北電力株式会社	3,038	3.33
南魚沼市	1,826	2.00
株式会社整理回収機構	1,529	1.67
株式会社大光銀行	1,529	1.67
湯沢町	1,050	1.15
越後交通株式会社	309	0.34
新潟交通株式会社	301	0.33
頸城自動車株式会社	301	0.33
新潟県農業協同組合中央会	184	0.20
上越商工会議所	159	0.17
津南町	159	0.17
十日町商工会議所	159	0.17
新潟県商工会連合会	84	0.09
十日町織物工業協同組合	84	0.09
計 18 名	91,360	100.00

10. 取締役及び監査役の状況（令和4年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当または主な職業
取締役会長（代表取締役）	高井盛雄	
取締役社長（代表取締役）	小池裕明	
◎ 専務取締役	佐瀬浩市	新潟県 交通政策局長
◎ 取締役	桐生康則	安全統括管理者、運輸部長、リスク管理担当
”	小嶋晴男	経営管理部長、技術部長
”	齊藤浩一	内部監査担当
”	関口芳史	十日町市長
”	田村正幸	湯沢町長
● ”	中川幹太	上越市長
”	林茂男	南魚沼市長
”	藤倉勝明	東北電力(株) 上席執行役員 新潟支店長
○ ”	牧利幸	(株)第四北越銀行 常務取締役
監査役（常勤監査役）	小野藤一	
”（社外監査役）	桑原悠	津南町長
○ ”（社外監査役）	山口知康	(株)大光銀行 取締役(監査等委員)

- (注) 1 取締役は改選期にあたり、令和3年6月25日開催の第37回定時株主総会において重任、◎印の取締役は新たに選任され、同日就任いたしました。
- 2 ○印の取締役は取締役の補欠として令和3年4月16日開催の臨時株主総会において、●印の取締役は取締役の補欠として令和3年12月21日開催の臨時株主総会において、それぞれ新たに選任され同日に就任いたしました。
- 3 ○印の監査役は監査役の補欠として令和3年6月25日開催の第37回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
- 5 当期における辞任及び退任役員
- 取締役 小野澤 信也（令和3年6月25日 退任）
- 監査役 藤 沢 稔（令和3年6月25日 辞任）
- 取締役 村山 秀幸（令和3年11月8日 辞任）
- 取締役 藤倉 勝明（令和4年3月31日 辞任）

取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	4名	28,440,000 円	
監査役	1名	1,800,000 円	
合計	5名	30,240,000 円	

1 1. 取締役会及び監査役会の状況

当社の取締役会は、令和4年3月31日現在取締役12名で構成され、重要な意思決定や経営の重要事項についての審議をしています。なお、取締役会に付議する重要事項に係わる協議のほか、日常的に発生する課題の早期解決を図るため、常勤役員及び部長で構成する常勤役員会を適宜開催しました。また、当社は監査役会制度を採用しており、令和4年3月31日現在監査役3名、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、主に取締役会の開催に合わせて開催しました。各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行状況及びプロセスについての監査を行っています。また、常勤監査役は、取締役会及び常勤役員会等の重要な会議への出席のほか、重要な決裁書類の閲覧、予算・経営計画等の把握及び検討、必要に応じた担当部門からの報告・説明などによる業務監査を行っています。

II. 会計監査人に関する事項

1. 当社の会計監査人の氏名

公認会計士 石川 勝行

公認会計士 長津 和彦

2. 責任限定契約の概要

当社と会計監査人である公認会計士 石川勝行氏及び長津和彦氏は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

- ① 監査受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた監査委嘱者の損害について、監査受嘱者に故意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価を監査委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に、二を乗じて得た額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ② 監査受嘱者の行為が、①の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとする。

III. 業務の適正を確保するための体制の整備について

1. 会社の体制および方針

当社は、平成18年6月26日開催の取締役会で「業務の適正を確保するための体制」構築のための基本方針を以下のとおり決議しました。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令、定款はもちろんのこと、「企業理念」、「行動指針」をはじめ企業倫理を遵守し、自律的に管理できる企業風土を醸成するための体制を整備するものとする。
- ② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「企業理念」ならびに「行動指針」に基づく「行動規範」を制定するとともに、研修等を継続的に実施することにより、法令遵守の意識啓発に努める。

- ③ 上記の徹底を図るため、職務執行状況を監督する取締役を任命し、定期的に監督するとともに、その結果を必要に応じて取締役会及び監査役に報告する。
 - ④ 取締役会は、法令、定款、取締役会規則等に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、常勤役員会議事録その他取締役の職務執行に係る文書について「文書管理規程」その他の関連規則を整備し、これに基づいて適切に保存、管理する。
 - ② 取締役及び監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 公共性の高い鉄道事業を行っているため、お客さまの安全をリスク対策における最重要課題とする。
 - ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、「リスク管理規程」その他の関連規則を整備することにより事業活動に伴うリスクの低減と発生防止のための活動および危機管理に備える。
 - ③ リスク管理体制の有効性については、これを管理統括する取締役を任命し、全社的対応について管理するとともに、その状況を定期的に、また、必要に応じて監査を行い、その結果を常勤役員会（「常勤の取締役および部長等で構成する」以下同じ）等に報告する。取締役は、内部監査の結果を踏まえ、所要な改善を図る。
 - ④ 重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部をすみやかに組織し、危機への対応とそのすみやかな収拾に向けた活動を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 法定による取締役会のほか、常勤役員会を定期的に開催し、経営上重要な事項について協議するとともに、課題の早期解決を図る。
 - ② 取締役会等において、経営方針を決定するとともに、事業計画、年度予算等の経営目標を定め、各業務担当取締役はその目標達成に向けた具体策等を立案・実行する。
 - ③ 取締役会、常勤役員会等の各審議・決定機関及び各職位の権限並びに各組織の所管事項を「社内規則」に定め、会社の経営に関する意思決定および執行を効率的かつ適正に行う。
- (5) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役職務を補助すべき使用人を任命する。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任、人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重したうえで行うものとする。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 取締役または使用人は、法定の事項に加え、職務執行に関して重大な法令定款

違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、すみやかに監査役に報告するものとする。

② 取締役または使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況等をすみやかに監査役に報告するものとする。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、監査役が取締役会、常勤役員会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることの出来る体制を整備する。

② 監査役は、代表取締役との間で随時意見交換を実施するとともに、必要に応じて各業務担当取締役および重要な使用人からの意見聴取の機会を設ける。

③ 監査役は、会計監査人と連携を保ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

2. 運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

① 重要な会議の開催状況

当期（令和3年4月1日から令和4年3月31日）における主な会議の開催状況は次のとおりです。

取締役会は5回開催し、四半期ごとの経営状況を報告しました。さらに、常勤取締役の職務執行状況について報告をしました。また、経営状況や課題などについては適宜常勤役員会を開催し審議するとともに、決定事項などは取締役会に諮ってきました。

② リスク管理体制について

お盆輸送、年末年始輸送等、多客輸送期前に安全統括管理者である取締役運輸部長が各職場の輸送安全総点検を実施しました。また、常勤役員会においてリスク管理担当取締役より安全点検の実施、コンプライアンス教育の実施等、令和3年度におけるリスク管理状況の報告が行われました。

③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会への出席の他、適宜開催される常勤役員会、毎月開催される全社連絡会議に出席し、必要の都度意見を述べました。また、常時、代表取締役との意見交換を実施しました。

会計監査人との連携については、常勤監査役が立会うなどして会計監査を実施しました。

また、監査役会を5回開催し、常勤監査役は社外監査役へ常勤役員会、全社連絡会議、その他の重要な会議の状況などについて業務報告をしました。